佐賀県規則第11号

佐賀県工鉱業試験手数料及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則 佐賀県工鉱業試験手数料及び使用料条例施行規則(平成12年佐賀県規則第12号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(手数料及び使用料の額)	(手数料及び使用料の額)

第2条 条例第2条の別に知事が定める額は、次の表の各号の第1 欄に掲げる区分について、当該各号の第2欄に掲げる項目に従い、 当該各号の第3欄に掲げる単位ごとに、それぞれ当該各号の第4 欄に掲げる額とする。

手数料

区分	項目	単位	金額
1 理	(1)・(2) 略	略	略
化 学	(3) 物理試験		
試験	(工業関係)		
	ア~オ 略		
	カ 微小領域エックス線回折装	<u>"</u>	<u>8,140円</u>
	<u>置試験</u>		
	<u>キ</u> ~ <u>ス</u> 略	略	略
	(窯業関係)		
	ア~エ 略	略	略
	オー色彩測定及び白色度試験	"	<u>1,830円</u>
	カ <u>エックス線回折</u>	"	3,100円
	キ・ク 略	略	略
2 材	(1) 金属材料及び製品		
料試	(工業関係)		

第2条 条例第2条の別に知事が定める額は、次の表の各号の第1 欄に掲げる区分について、当該各号の第2欄に掲げる項目に従い、 当該各号の第3欄に掲げる単位ごとに、それぞれ当該各号の第4 欄に掲げる額とする。

手数料

区分	項目	単位	金額
1 理	(1)・(2) 略	略	略
化 学	(3) 物理試験		
試験	(工業関係)		
	ア~オ 略		
	<u>カ</u> ~ <u>シ</u> 略	略	略
	(窯業関係)		
	ア~エ 略	略	略
	オー色彩測定及び白色度試験	"	<u>1,400円</u>
	カ <u>エックス線回折試験</u>	"	3,100円
	キ・ク 略	略	略
2 材	(1) 金属材料及び製品		
料試	(工業関係)		

改正前					改正後		
験 ア~ウ 略	略	略		験	ア~ウ 略	略	略
					<u>エ 複合サイクル試験</u>		<u>3,300円</u>
							<u>(1件は</u>
							<u>24時間ま</u> でとし、
							<u>ととし、</u> 24時間を
							<u>超</u> えるご
							<u>と に</u>
							3,300 円
							<u>を加算す</u>
	略	略			 オ 略	略	<u>る。)</u> 略
二 二 ¹¹⁷ (2) 食品原材料及び製品	# 	MD.			<u>3</u> 『 (2) 食品原材料及び製品	P P	₩ □
(工業関係)					(工業関係)		
アー般成分分析(水分、灰分、	"	1,500円			マース アー 一般成分分析(水分、タンパ	"	1,500円
タンパク質、炭水化物、アルコ		1,00013			ク質、アルコール等)		1,00013
ール等)							
イ 特殊成分分析(ビタミン、レ	"	4,870円			イ 特殊成分分析(ビタミン、レ	"	4,870円
ブリン酸、不けん化物、よう素					ブリン酸等)		
<u>価</u> 等)							
ウ~ク 略	略	略			ウ~ク 略	略	略
<u>ケ 食品添加物(ソルビン酸、パ</u> ラオキシ安息香酸及びネオメ		<u>4,250円</u>					
<u>フォイン女总督版及びネオス</u> <u>ッキンス)</u>							
<u>フィンバケ</u> <u>コ</u> 略	略	略			<u>ケ</u> 略	略	略
(3) 略	略	略			(3) 略	略	略

	改正前					改正後		
3 質 び 格 試験	(1) 品質及び規格の試験 (工業関係) ア~ク 略	略	略		3 品 質び規 格試験	 (1) 品質及び規格の試験 (工業関係) ア~ク 略 ケ 金属成形解析システムによる解析 (窯業関係) 3 Dスキャナーによる形状測定 	略 <u>"</u>	略 2,200円 5,900円
4 応 用試 験	(1) 応用試験 (工業関係) ア 所要日数が <u>2日未満</u> のもの <u>イ</u> 所要日数が <u>2日以上5日未</u> <u>満</u> のもの <u>ウ</u> 略	1件	4,530円 32,090円 略		4 応 用誠 験	(1) 応用試験 (工業関係) ア 所要日数が <u>1日</u> のもの <u>イ 所要日数が2日のもの</u> ウ 所要日数が3日のもの エ 所要日数が4日のもの	1件 <u>"</u> " "	4,530円 10,000円 21,000円 32,090円
	(窯業関係) ア~ウ 略	略	略			 (窯業関係) ア~ウ 略	略	略
5 ~ 7 使用料	略				5 ~ 7 使用料	略		
区分	項目	単位	金額		区分	項目	単位	金額
設備機械等の使用	1 試験用の設備機械器具 (工業関係) (1) 硬度試験機 ア・イ 略	略	略		設備機 械等の 使用	1 試験用の設備機械器具 (工業関係) (1) ブリネル硬さ試験機 ア・イ 略	略	略

改正前		改正後	
(2)~(17) 略	略	略	(2)~(17) 略 略 略
(18) 比表面積・細孔分布測定装		1,060円	
置			
<u>(19)</u> ~ <u>(21)</u> 略	略	略	<u>(18)</u> ~ <u>(20)</u> 略 略 略
(22) 微小領域 X 線回折装置	<u>"</u>	<u>3,120円</u>	
<u>(23)</u> ~ <u>(27)</u> 略	略	略	<u>(21)</u> ~ <u>(25)</u> 略 略 略
<u>(28) 摩耗試験システム</u>		2,200円	
<u>(29)</u> ~ <u>(57)</u> 略	略	略	<u>(26)</u> ~ <u>(54)</u> 略 略 略
			<u>(55) 高速溶媒抽出装置</u> <u>"</u> <u>1,800円</u>
<u>(58)</u> ~ <u>(78)</u> 略	略	略	<u>(56)</u> ~ <u>(76)</u> 略 略 略
			<u>(77) 金属成形解析システム</u> <u>"</u> <u>1,500円</u>
<u>(79)</u> 略	略	略	<u>(78)</u> 略 略 略
(窯業関係)			(窯業関係)
(1) 略	略	略	(1) 略 略 略
(2) デジタル H D マイクロスコ ープ	<u>"</u>	800円	<u>(2) デジタルマイクロスコープ "</u> <u>600円</u>
(3)~(14) 略	略	略	(3)~(14) 略 略 略
(15) 色差計	"	1,100円	(15) 色差計 " 890円
(16)~(22) 略	略	略	(16)~(22) 略 略 略
2 工作加工用の設備機械器具			2 工作加工用の設備機械器具
(工業関係)			(工業関係)
(1)~(22) 略	略	略	(1)~(22) 略 略 略
(窯業関係)			(窯業関係)
(1) 窯業機械			(1) 窯業機械

改正前				改正後				
	ア~ホ 略	略	略			ア~ホ 略	略	略
	マ <u>マイクロスコープ</u>	1 時 間	820円			マ <u>動画解析マイクロスコー</u> <u>プ</u>	1 時 間	820円
	ミ~メ 略	略	略			ミ~メ 略	略	略
						モ 脱鉄機	1 時	<u>500円</u>
							<u>間</u>	
	(2) 略	略	略			(2) 略	略	略
	(3) 窯業研削機					(3) 窯業研削機		
	ア~オ 略	略	略			ア~オ 略	略	略
	カ ダイヤモンドカッター	"	<u>2,080円</u>			カ ダイヤモンドカッター	"	<u>1,200円</u>
	キ~ケ 略	略	略			キ~ケ 略	略	略

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。